

産廃コンサル 草の根通信

PART II. 2021年6月30日発行

No.9

北村行政書士・
産廃コンサルティング総合事務所
特定行政書士 北村 亨

〒272-0034千葉県市川市市川1-22-10 1F
TEL:047-711-0847 FAX:047-711-0848
MAIL: info@consult-kita.com



ご挨拶

この度「北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所」が7月1日に「行政書士法人産廃コンサルティング総合事務所」として新たに再出発することになりました。

業務の内容はそのまま継続いたします。今回の法人化により、事業の継続性、人材確保、責任体制の面での信頼性の向上を目指したい。引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。

今月のテーマ

汚泥は資源化率トップの優良廃棄物 [全国の産廃排出量の40%は汚泥]

1. はじめに

廃棄物処理法では、「汚泥とは泥状を呈するもの」と性状で規定されている。他の産廃物は物質名とかPH区分で規定されているのに比べて特異な産廃物である。この泥状を呈する物質とは一体何か？興味を持たれる方は少なくないと思う。

2. 汚泥の種類

大きく分類して有機性汚泥と無機性汚泥に分類されている。

有機性汚泥は、内容が有機性の物の処理残渣物など。例えば下水処理場の水処理施設から発生する物などが代表例です。

従来は処理が困難で扱いが難しいとされる廃棄物である。そのため埋立処分場に処理を依存する割合が高かった。

最近は大きく処理環境が改善されてきた。埋立処分費用が高騰してきた背景もある。

埋立てないための資源化・減量化技術が進んでいる。一部の具体例としては①堆肥化の材料として利用②バイオ発電用のメタン発酵の施設に投入③下水汚泥を焼却した後の残灰を固形化して歩道の舗装レンガに使用④脱水して固形化する固形燃料化の技術開発、など。

「必要は発明の母」が実証された。

汚泥は、脱水処理することで減量化され資源化処理の可能性が飛躍的に拡大する。

無機性汚泥は、建設工事の基礎工事などから発生する廃棄物や、解体工事から発生する粉塵などが集積したもの。石膏紛等。

建設系産廃処理施設では、がれき類を破碎処理する過程で大量に発生する。従来は埋立処分場で処理していたが埋立処分費用の高騰で必然的に資源化に取り組んできた。

がれき類であれば、路盤材、埋戻し材として活用できる。しかし汚泥状態の物の資源化にはセメントなどを混練し、造粒化などの処理が必要である。造粒化された物はがれき類と同様に建設資材として埋戻し材、路盤材として取引される実績がある。

3. 汚泥の資源化に伴う留意事項

下水処理施設には工業用の廃水も受け入れ処理されている関係上、内容物の事前の分析検査確認が欠かせない。

例えば下水汚泥を堆肥として使用した際、有害物が残留しており、野菜などの食品に微量の有害物が検出された事例があった。商品の回収が要求された。

無機性汚泥についても、脱水乾燥し焼いて固形化したレンガを舗装工事用材料に使用した際、長期的には雨で内部に含まれる有害物質が溶け出したケースがある。公共工事であれば施工業者の責任で回復工事が要求される。

4. まとめ

最近の産廃業界は事業の流れとして資源化・減量化に重点が置かれている。令和元年度実績では汚泥の減量化・資源化率は90%を超える。活性汚泥処理施設間では「種菌」として有価で取引される汚泥もある。多くの問題が発生するのも汚泥です。緻密な対応が必要です。

